

仕 様 書

1. 件 名：今治海事事務所における庁舎原状回復作業

2. 目 的

四国運輸局愛媛運輸今治海事事務所庁舎（旧城東小学校）の移転に伴い、退去跡地について、原状回復作業及び庁舎より排出する産業廃棄物の搬出・運搬・処分を行うことを目的とする。

3. 履行場所

今治市東門町4-3-16

四国運輸局愛媛運輸支局今治海事事務所庁舎（旧城東小学校）

4. 本作業内容

本作業における原状回復の対象箇所及び数量は、別添「**今治海事事務所原状回復作業仕様書別紙**」（以下「別紙」という。）の記載及び下記事項に従い行う。

（1）清掃

清掃箇所は「別紙」の箇所とし、清掃用具等は受注者の負担とする。

① 掃き掃除については、屋外は自在ほうき等にて集塵を行い、屋内においては、真空掃除機による除塵を行う。

② 拭き掃除については、掃き掃除の後、

（床・階段部分・2階トイレ）モップ等による水拭き掃除を行い、汚れた部分があれば適正洗剤を使用して拭く。

（壁・扉・棚）タオルにより水拭きを行い、汚れた部分があれば適正洗剤を使用して拭く。

（2）配線・モール

配線・モールについて、「別紙」で示している増設箇所の床や壁部分の配線・モールは、天井部分までは全て撤去する。なお、天井裏に残った配線は、断線してそのまま残す形で構わない。

（3）壁・天井部分

配線や撤去物を撤去することにより生じた壁・天井部分の穴などは、埋め戻し補修作業により塞いでおくこと。

（4）廃棄物処理

廃棄物処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和4

5年法律第137号)のほか、関係法令を遵守し、適法かつ適正な手続きを行うものとする。産業廃棄物に関しては、最終処分終了後、中間処理業者からのマニフェストを発注者が指定する職員(以下「監督職員」という。)に提出するものとする。

5. 履行期限等

- (1) 上記4. 及び「別紙」に記載した作業について、令和5年6月12日(月)の今治海事事務所退去後から、令和5年7月31日(月)までに実施し、作業時間は、平日(土日祝日以外)の8時30分～17時までの間で行うものとする。
- (2) 作業手順等の詳細については、契約締結後、監督職員と打ち合わせを行い、決定することとする。

6. 作業価格

本件にかかる作業価格は、上記4に記載する作業及び庁舎からの産業廃棄物の搬出、運搬、処分にかかる一切の経費の総額とする。なお、産業廃棄物には、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)に基づく処理が必要なものが含まれているため、本件の作業価格には、リサイクル券の料金及び指定引取場所までの運搬料金を含むものとする。

7. 庁舎の養生等

履行場所である今治海事事務所庁舎(旧城東小学校)における、物品の撤去においては必要に応じて養生を行い、建物等の毀損及び損傷を防止するものとする。なお、万が一、毀損及び損傷を生じさせた場合には、監督職員に報告するとともに、受注者の責任において原状復帰を行い、監督職員及び庁舎管理室職員の確認を受けるものとする。

8. 履行の確認

本件における廃棄物処理については、マニフェストにより検査職員(本件の履行が完了したことを検査するために発注者が指定する職員をいう。)にて履行の確認を行う。

また、それ以外の原状回復作業については、完了時に別紙の作業箇所(①～⑰)の写真を撮影して作業報告書を監督職員へ提出し、検査職員の現地確認を受けるものとする。

9. その他

- (1) 作業にあたって、本仕様書及び「別紙」に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築・電気設備・機械設備工事編)(令和4年版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気設備・機械設備工事編)(令和4年版)」による。但し、本仕様書及

び標準仕様書等に規定されていない事項については、監督職員と別途協議を行い、必要に応じて現地確認するものとする。

- (2) 受注者は、本作業の履行にあたり、現場で指揮監督を行う現場責任者を定め、発注者に届け出るものとする。
- (3) 本仕様書及び別紙に明記されていない事項についても、作業を履行するために当然必要となる作業・資材の準備については、監督職員と協議の上、実施することとする。
- (4) 現場作業員は、業務に専念し、必要以外の場所には立ち入らないこと。
- (5) 現場作業員の休憩、喫煙等に要する場所については、あらかじめ、監督職員から了解を得た場所以外は使用しないこと。
- (6) 受注者は、作業の履行にあたって知り得た情報を自己の業務に使用又は、第三者に漏洩又は開示してはならない。
- (7) 作業の履行中に発生した事故等の責任については、全て受注者が負うものとし、当該事故等の処理についても、全て受注者において行うものとする。
- (8) 産業廃棄物の種類は、木、金属、プラスチック類、不要となった移動書庫・什器類や事務用品等、電化製品（不要となったテレビ、プリンタ、パソコン、エアコン等）、自転車、ガラス及び陶磁器くず、混合廃棄物である。
- (9) 受注者は、廃棄物処理にあたっては、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の第6項の規定に基づき、産業廃棄物処分の許可を受けた者に行わせなければならない。